

報道機関各位

迷惑行為防止重点地区(折尾駅周辺)の指定について

折尾駅周辺の迷惑行為防止重点地区(以下、重点地区)の指定について、令和8年2月の「迷惑行為防止推進協議会(以下、協議会)」への諮問に対し、同年5月に協議会から「指定は適切である」との答申をいただきました。

今後は指定に向けて下記のスケジュールで進め、市民の皆様の快適な生活環境の確保をより一層推進してまいります。

記

1 迷惑行為防止推進協議会の答申内容

(1) 答申内容(主な指定の必要性)

- ・折尾駅周辺では、駅前広場等の整備が進み、賑わいが創出された一方、迷惑行為も多く発生し、地域から重点地区指定の要望書が提出されている。
- ・折尾駅の乗降客数は市内で2番目に多く、今後も開発等で人口増加が見込まれ、人が多く集まるエリアでの迷惑行為の発生・周囲への被害を防止する必要がある。
- ・折尾地区周辺の学校には、市内の高校生・大学生の約4分の1が通学しており、市内全体へのモラル・マナー向上の波及効果が期待できる。

2 指定の概要

(1) 重点地区の範囲

折尾駅周辺(別紙図面参照)

(2) 罰則について

・迷惑行為4項目

(路上喫煙、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書き)

→違反者に対して罰則(過料1, 000円 ※巡視員による徴収)

3 今後のスケジュール及び進め方(予定)

令和8年11月下旬:重点地区指定の告示(折尾駅南側駅前広場の完成)

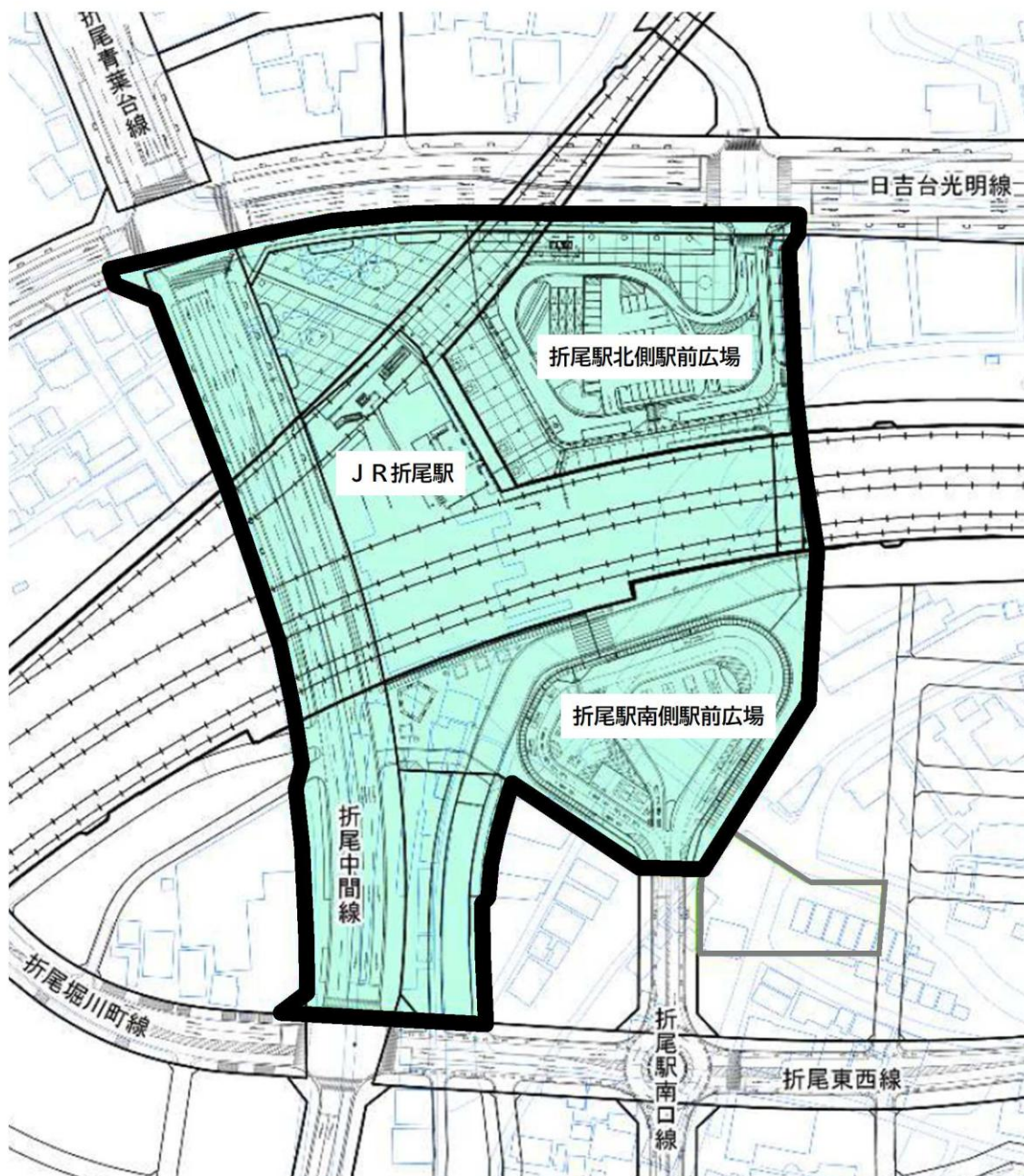
令和9年 3月31日まで:周知期間

令和9年 4月 1日から:過料の徴収開始

【問い合わせ先】

危機管理室安全・安心推進課
担当:課長 坂元 係長 原田
電話:093-582-2866

重点地区の範囲



 重点地区